

新型コロナウイルスにより**経済的に影響を受けている学生**への **国の緊急対応措置**について

現在、新型コロナウイルスにより経済的に影響が出ている学生に対して、**国が各種の支援制度を設けています**。下記に概要をまとめましたので、影響が出ている学生の方は、**本学学生支援課まで**ご相談にお越しく下さい。

相談を希望される場合は、**第3候補日時までを事前にお知らせください**。追って、相談日時をご連絡いたします。

1. アルバイト収入の激減により学費や生活費が賄えなくなった方への救済制度

- ①「学生支援緊急給付金」・・・10万円（非課税世帯は20万円）の現金支給。（募集時期限定）
家庭から自立し、アルバイト収入により学費や生活費を賄っている方で、その収入が大幅に減少（50%以上）した方。（第1期募集は6月17日（水）まで）
- ②「緊急特別無利子貸与型奨学金」・・・通常の有利子貸与型奨学金の利子を国が補填し無利子化。
アルバイト収入の大幅減少により、一時的に貸与型奨学金の借入を希望する方で、現在第二種奨学金の貸与を受けていない方。（事前相談は6月30日（火）13時まで）

2. コロナウイルスの影響で家計急変が起こった方への緊急救済制度

- ①「高等教育の修学支援新制度」・・・今年4月から創設された制度。随時対応も実施。
家計収入と成績を基準に給付奨学金と授業料の減免が受けられる。（3ヶ月毎に審査）
- ②「緊急授業料等の減免」・・・6月12日に制定。各大学の授業料等を減免し、国が一部支援。
大学の授業料支払いに窮する事となった場合、授業料等の減免措置が受けられる。
上記①就学支援新制度で既に減免対象となっている方は、別途、要事前相談。

3. 低所得家庭がコロナウイルスの影響で更に経済的影響が大きくなった方への支援制度

- ①「高等教育の修学支援新制度」・・・年2回の募集。家計基準と学業成績の状況を国が判断して、授業料の減免と給付奨学金が支給される。減免額や給付額は、国が3段階に区分して決定。
次回募集は9月を予定（別途案内予定）。
- ②「貸与型奨学金」・・・第一種（無利子）と第二種（有利子）奨学金があり。
事前相談は6月25日（木）まで。日本学生支援機構への手続完了は6月30日（火）。